

公益財団法人乃村文化財団
2024年 NCF 奨学金事業 奨学生募集要項

1. 財団の目的

乃村文化財団は、空間ディスプレイ分野を志す学生、研究者および研究機関等を支援することを通して空間ディスプレイに対する理解の啓発と浸透を促進し、空間ディスプレイによる社会貢献の可能性を広げ、もって、経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とする。

2. 奨学金制度の趣旨

ディスプレイは、人と人、人と物、人と情報をつなぎ豊かな価値を創造する、空間を媒体としたコミュニケーション手段のひとつである。

乃村文化財団は、空間デザイン、ディスプレイデザイン、環境デザイン、建築デザイン、情報デザインなどディスプレイに関わる領域全体を広く空間ディスプレイ分野と捉えて、リアルからバーチャルへと未来に向かって進化する新たなディスプレイを見据え、空間ディスプレイ分野を志す学生および研究者を支援し社会貢献の可能性を広げることにより、経済、産業ならびに文化の発展に寄与することを目的とする。

3. 募集対象

当財団が指定する大学の新入学生

4. 応募資格

(1)家計収入全体の年額が給与所得者、事業所得者にかかわらず、650万円以下であること。

(2)大学からの推薦書(様式4)を必要とする。

(3)高校での成績が平均評定3.3以上である事を必要とする。

(4)海外からの留学生も応募可能とする。

(5)他団体から奨学金受給予定者も応募可とする。ただし貸付型に限る。給付型を受給予定の場合は応募不可とする。**「高等教育の修学支援新制度」による給付型奨学金は可。**

5. 採用予定人数

指定された大学の新入学生の合計8名程度

6. 給付金額および期間

金額…一律月額5万円、入学一時金25万円

期間…12ヶ月/年×4年(学部期間)

留年等により正規の最短修学年数を超えて在学する場合においても、決められた期間を超えて給付を受ける事はできない。

★課税証明書について

父及び母(ひとり親世帯の場合はどちらかのみで可)の令和5年度(令和4年分)課税証明書(又は非課税証明書)を提出してください。

既に他の奨学金申請等で上記証明書の原本を提出済の場合、コピーの提出でも可。その場合コピーの余白に「原本は〇〇〇〇申請時に提出済」と記載すること。

7. 指定大学

当財団の指定する大学は以下のとおりです。

空間ディスプレイ分野に関連する4年制の学部を対象とします。

各大学から1名を原則とします。

<指定大学(2024年4月入学者)>

関東圏：芝浦工業大学、多摩美術大学、千葉大学、東京造形大学、
東京都立大学、武蔵野美術大学

関西圏：大阪公立大学(旧大阪市立大学)、京都工芸繊維大学

8. 提出書類

- ① 奨学金申請書 (様式1) ※①～③は財団HPから様式データをダウンロードすること。Wordで作成し、片面印刷して提出書類一式を窓口に提出すること。学内選考を通過して推薦が決まった人には、後日データ提出を依頼します。
- ② 申請理由書 (様式2)
- ③ 家庭状況調査書 (様式3)
- ④ 出身高校の成績証明書 原本
- ⑤ ~~推薦書~~ (~~様式4~~) ※大学で用意します。(提出不要)
- ⑥ 小論文 (様式5) ※財団HPから様式をダウンロードすること。
テーマ「私の描く未来のデザイン」400字詰め原稿用紙2枚程度に自筆すること
※未来に向けてのデザインのあり方、可能性、期待などを自由に記述してください。
- ⑦ 所得証明書 ※R5年の収入証明書類(源泉徴収票、確定申告書等)と、R5年度課税証明書(令和4年分)の両方を提出してください。(★参照)
主たる家計収入の直近年度の源泉徴収票、所得税確定申告書(写)、住民税(非)課税証明書など、いずれかの公的な証明書

9. 提出期日 2024年4月22日(月)17:00 学生支援・社会連携課 経済支援係窓口

~~2024年5月10日必着~~ ※休日の場合は、翌平日を期限とします。

10. 提出方法

応募者が用意した書類を、大学担当部署において取りまとめのうえ、財団事務局宛に提出してください。その際、以下(1)(2)の両方で対応してください。

~~(1) 郵送~~

~~提出書類一式を財団事務局宛に郵送してください。~~

~~各種申請書類(様式1-4)は両面印刷をせず、片面印刷でご提出ください。~~

~~(2) メール~~

~~以下の様式で、メール添付のうえ、タイトル「奨学金申込」【大学名】とし、送信してください。~~

~~Word、PDF 両対応：①奨学金申請書、②申請理由書、③家庭状況調査書、
④成績証明書、⑤推薦書 ⑦所得証明書~~

~~PDF 対応：⑥小論文~~

~~応募者確認のため、メール送信は、応募書類の発送より前に行うようご配慮ください。~~

11. 選考

(1) 書類確認（書類による資格有無の確認）

提出された書類をもとに、書類に不備がないか、応募資格は満たしているかについて確認を行います。

書類確認の結果、応募資格の可否を判定し、結果を各大学宛に連絡いたします。

応募者本人へは各大学の担当部署より連絡をしていただきます。

(2) 選考委員会審査

書類確認を通過した者に対し、提出された申請書、成績証明書、小論文を基に、定められた選考基準に従って、選考委員会による審査を行います。総合的な判断に基づいて支給対象者を決定いたします。

(3) 最終結果

7月中旬に大学へ連絡するとともに、応募者全員にメールにて通知いたします。

12. 支給方法

奨学金支給対象者として選考された学生には、4月から翌年3月までの奨学金12ヶ月分と入学一時金の合計金額を指定された口座に7月末日までに振り込みます。

13. 奨学生の更新手続き

奨学生となったものは以下の手続き等を行う必要があります。

【提出書類】

次年度の奨学金給付を受けるために、毎年度末以降 4 月 10 日までに次の書類を財団事務局に提出してください。

(1)「生活状況報告書」（様式⁶5）・・・毎年度末までの生活状況を記載

- ① 時間割：年度末までの時間割表を記載または添付
- ② 奨学金の使途：できるだけ分かりやすく記入のこと
- ③ 氏名、住所、連絡先等の変更、休学・復学・転学・留年・停学・退学等のいずれかが発生した場合は記載すること

(2)在学証明書・・・新年度、進級したことが証明できる記載があること

(3)学業成績表・・・年度末までの成績が記載してあること

※(2)(3)の発行月日は次年度4月1日以降としてください。

【提出方法】

- (1) 各大学の窓口にて、奨学生全員の書類をまとめ、一括提出をしてください。
一括提出ができない場合は、各大学ご担当者の指導の下、各奨学生が対応してください。
- (2) 全ての書類は PDF で提出ののち、原本を含む全書類を郵送してください。
- ① データ送付
毎年 4 月 10 日 昼 12:00 まで ※休日の場合は、翌平日を期限とします。
- ② 郵送
毎年 4 月 12 日 必着 ※休日の場合は、翌平日を期限とします。
「在学証明書」、「学業成績表」は原本
「生活状況報告書」は紙出力 ※手書きの場合は原本

14. 奨学金給付継続にあたって

- (1) 氏名、住所、連絡先等の変更、休学・復学・転学・留年・停学・退学等のいずれかが発生した場合は直ちに届け出ること。
- (2) 財団から面談を求められた場合は、それに応じる事。
- (3) その他財団の求めに応じて必要書類の提出や連絡・報告を行うこと。
- (4) 財団の求めに応じなかった場合や必修単位取得不足など成績不良、素行不良が認められた場合は給付資格を取消し、奨学金給付停止または給付金の全額返金を求める事があります。

15. その他

- (1) 当財団の奨学金給付は、大学卒業後の進路等について制約を課すものではありません。

~~16. 送付先および問合せ~~

~~公益財団法人 乃村文化財団~~

~~〒135-0091 東京都港区台場 2-3-4~~

~~E-mail : info@nomura-cf.jp *お問合せはメールでお受けいたします。~~

~~URL: https://www.nomura-cf.jp~~

以上

【応募・問い合わせ】

京都工芸繊維大学
学生支援・社会連携課経済支援係
075-724-7143(平日8:30-17:00)
shogaku@jim.kit.ac.jp

空間ディスプレイ説明資料（図版編）

2023年12月5日

公益財団法人乃村文化財団

※掲載図版は、フリーイラストサイト「イラストA C」に登録のうえ利用しているものです。事柄のイメージとしての一時的な使用のため、複写等の流用はお控えいただきたく、予めご了承ください。

Copyright© NOMURA CULTURE FOUNDATION

乃村文化財団が示す「空間ディスプレイ」

人の触覚や聴覚に訴え、情報伝達するためのツールには、サイン、ロゴ、色彩、グラフィック、形態、映像、ビジュアルアート*などがあります。それらに、販売促進・教育・啓発などの情報伝達を目的とする機能や意味やメッセージを与えるための設計・デザインされた空間は、新たなコミュニケーションを創出する媒体としての役割を持ちます。これらの設計・デザイン行為と、それにより創られるさまざまな空間を総じて「空間ディスプレイ」と称しています。 (*別紙備考参照)

①伝達ツール

サイン、ロゴ、色彩、グラフィック、形態、映像、ビジュアルアートなど

②目的

情報伝達
(販売促進、教育、啓発など)

③役割

意味やメッセージをもつ空間を媒体としたコミュニケーション手段の一つ

④方法

意味やメッセージを伝えるための設計・デザインをし、新しい空間を創出する。

⑤成果

空間を提供するものと利用者の間、利用者同士の間での相互作用を引き起こし、インタラクティブ(双方向)コミュニケーションを成立させる。

⑥概念

私たちの生活の質を向上させるものとなることを目指し、社会的役割をもつもの。

生活・公共空間

(自治体、学校、病院、図書館、オフィス、住居など)

都市空間

(建築、街並み、都市、交通インフラなど)

商業空間

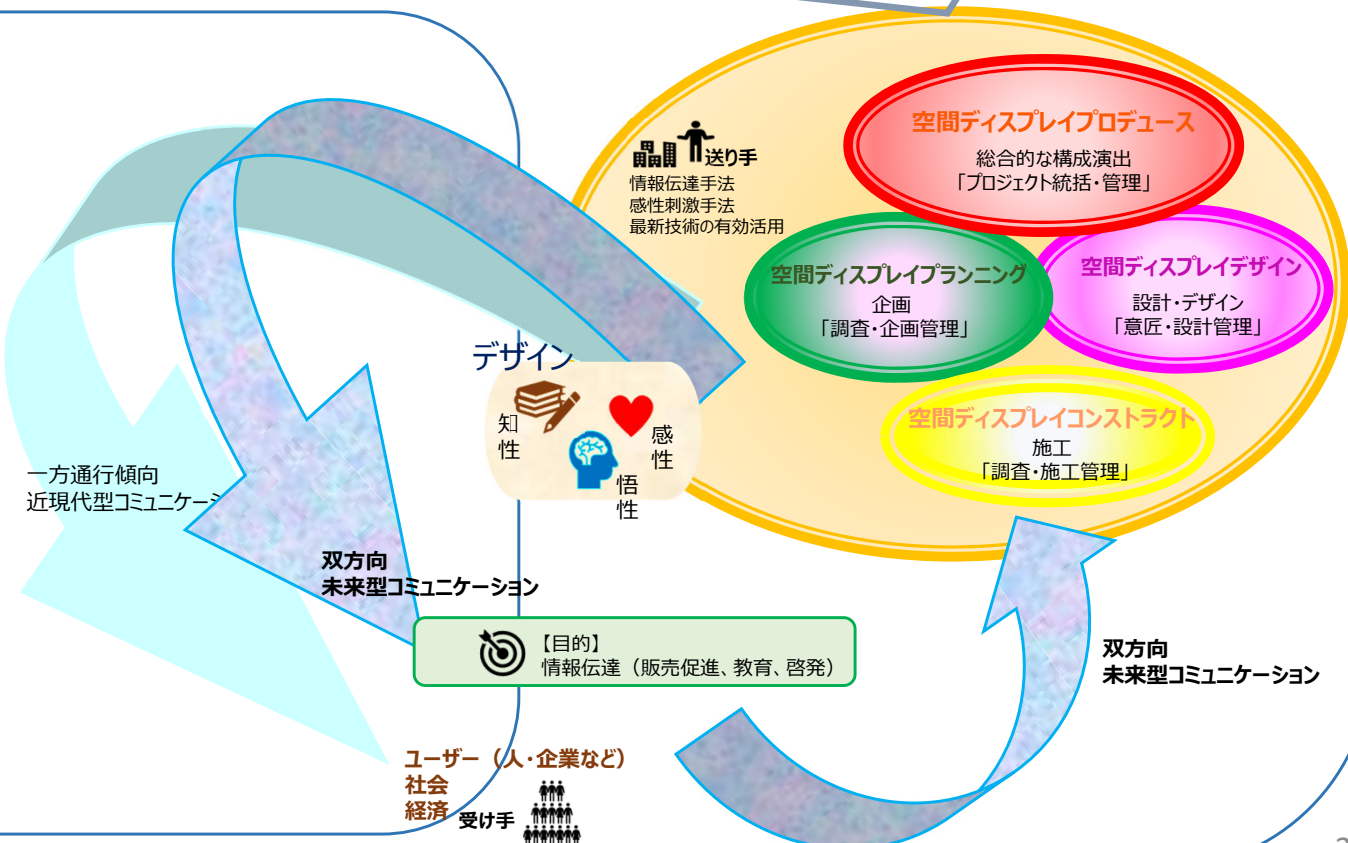
(小規模店舗や複合施設等の建造物から商品の陳列に至るまで)

文化・芸術空間

(博物館・美術館・動物園・水族館・植物園・劇場・スポーツ施設など)

エンターテインメント空間

(展示会、博覧会、イベント会場、アミューズメントパークなど)



今日の「ディスプレイ」は、「展示装飾」という狭義のイメージではとらえきれない広いイメージを持つに至っています。

例えば、ショーケース、ショーウィンドウを含む店舗など小規模なものや、展示会、博覧会、イベントなどの一時的なもの、建築、街並み、都市など私たちの生活空間全体を取り巻く環境まで、ディスプレイは、空間を媒体としたコミュニケーション手段の一つとなっています。

今後ますます、商業空間、生活空間、エンターテインメント空間、都市空間など多様な空間において「ディスプレイ」という概念が大きな役割を果たすことが期待されていると言えます。

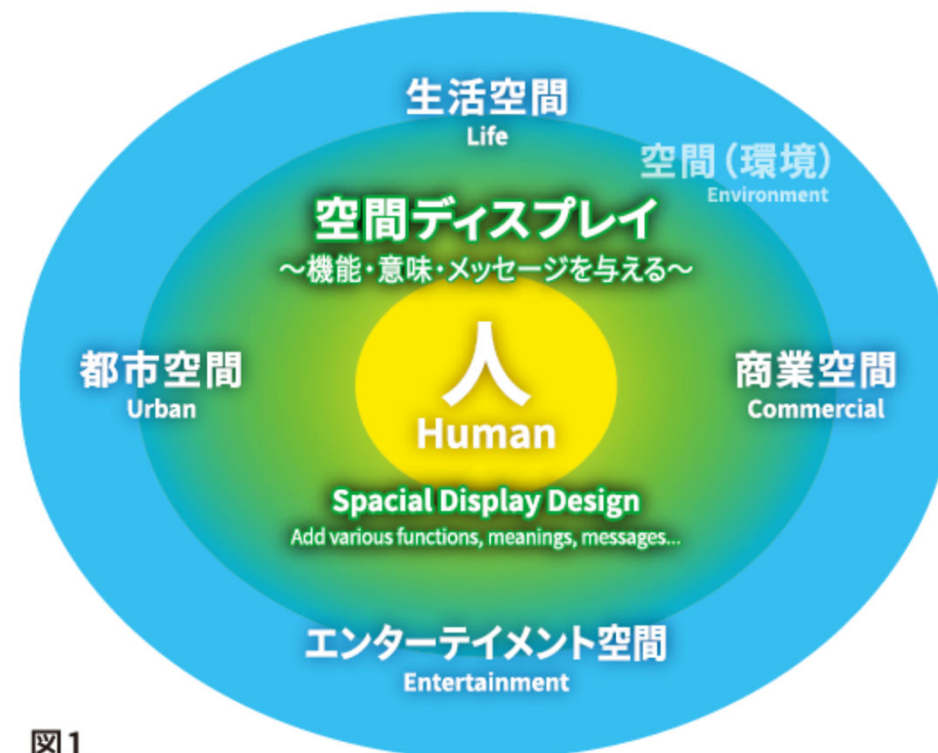


図1

多様な空間に対して機能や意味やメッセージを与える『空間ディスプレイ』分野のイメージ

さらに、それらの空間では、サイン、ロゴ、色彩、グラフィック、形態、触覚、聴覚、映像、ビジュアルアートなど様々な要素*をもつデザインが効果的な役割を担い、人々の関心を惹き、目的へ導きます。

乃村文化財団では、このような私たちを取り巻く多様な空間に対して、情報伝達、販売促進、教育、啓発等を目的に、機能や意味やメッセージを与えるデザイン行為を空間ディスプレイと位置付け、それに関わる方法・技術・研究等を『空間ディスプレイ分野』と考えています。

空間ディスプレイによって生まれるコミュニケーションは、それを利用する人々に対して一方的にメッセージを伝えるだけでなく、空間を提供するものと利用者の間、あるいは、利用者どうしの間での相互の作用を引き起こし、インタラクティブ（双方向）コミュニケーションを成立させるものとなります。

『空間ディスプレイ』とは、空間を利用して創出される手法の一つであり、人々の豊かな生活環境実現のために生活空間に意味をあたえ、私たちの生活の質を向上させることを目指すものです。

*別紙備考参照

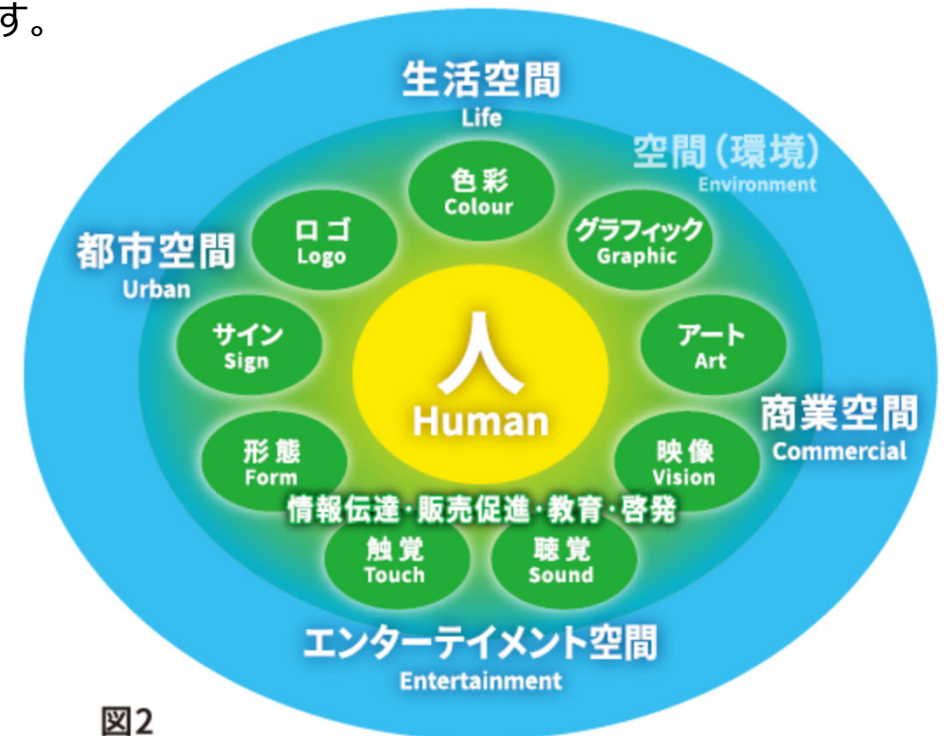


図2

空間を媒体としたコミュニケーション手段としての『ディスプレイ』のイメージ

人びとの豊かな生活のために創造される主な空間は多様に分類することができます。

生活・公共空間
都市空間
商業空間
文化・芸術空間
エンターテインメント空間など

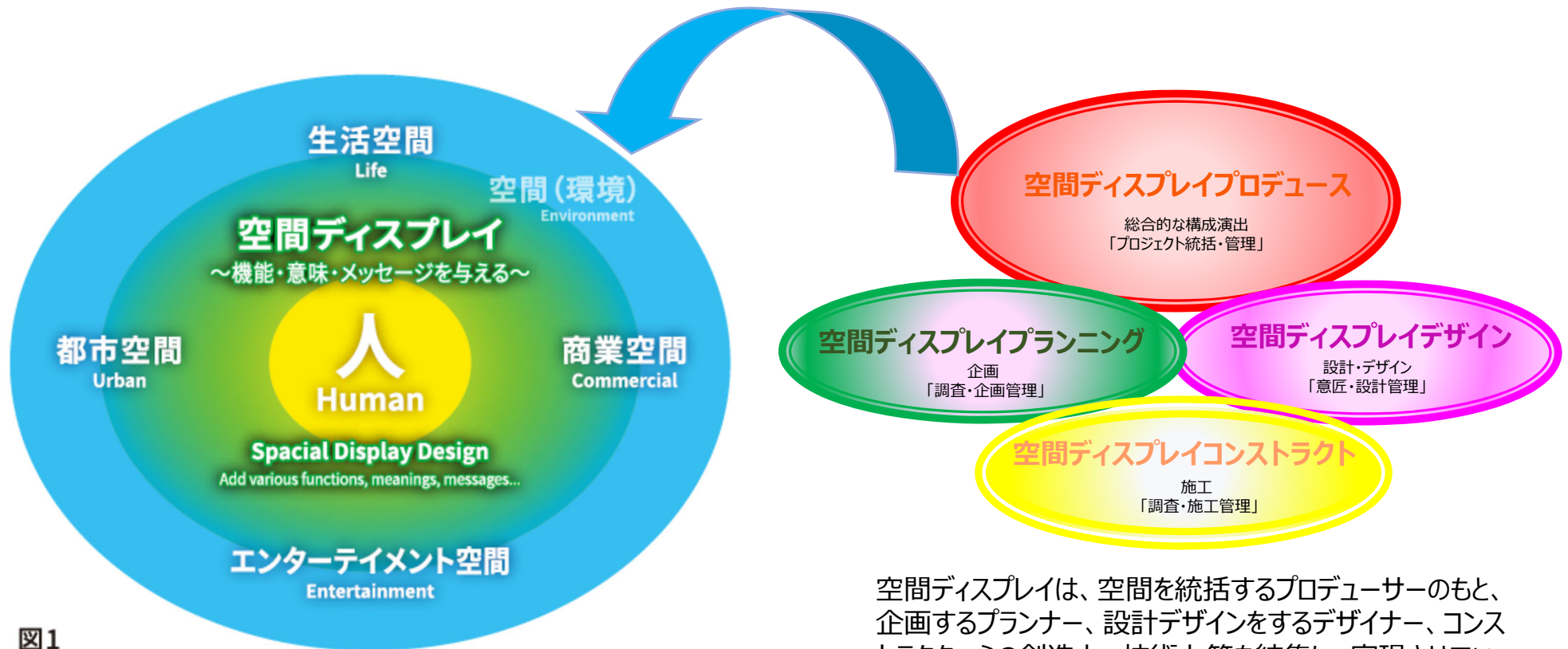


図1

多様な空間に対して機能や意味やメッセージを与える『空間ディスプレイ』分野のイメージ

空間ディスプレイは、空間を統括するプロデューサーのもと、企画するプランナー、設計デザインをするデザイナー、コンストラクターらの創造力、技術力等を結集し、実現させています。

2. 生活・公共空間

(自治体公共の施設、学校、病院、図書館、オフィス、住居など)

都市部や周辺地域、郊外において人々の日常的な生活に欠かすことのできない社会的機能をもつ公共施設やプライベートな場



1. 都市空間

(街全体の機能や景観、建築、街並み、交通インフラなど)

人々が豊かに快適に過ごせる都市型機能と人々を取り巻く多様な環境を充実させた街づくり

ー空間ディスプレイする、ということー

機能性や利便性に加え、新しい価値を創造して人が豊かに生活する環境づくりを実現します。

空間ディスプレイとは、人と人、人とモノ、人と情報が交流する大小さまざまな空間を、多種多様なデザイン技術や演出手法を用いることで、より大勢の人が集まるにぎわいの場に、さらに、そこに集う人びとがより豊かな体験を享受することができる場につくり上げるコミュニケーション促進のための手段です。

そして、「空間ディスプレイする」とは、そのような空間を創造するために企画・デザイン・設計・制作することです。

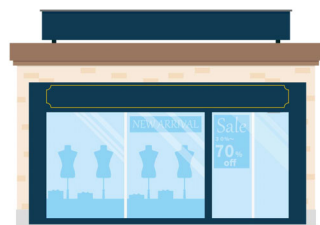


都市、郊外をつなぐ交通インフラ整備

3. 商業空間

(小規模店舗や複合施設等の建造物から商品の陳列に至るまで)

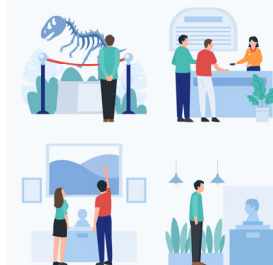
都市部の店舗や、多様な施設を複合し郊外に展開する大規模な商業施設等



4. 文化・芸術空間

(博物館・美術館・動物園・水族館・植物園・劇場・スポーツ施設など)

都市部や郊外において、生物・科学・歴史・美術・文芸・スポーツなど広範な分野の教養を身近に体験することができる施設



5. エンターテインメント空間

(展示会、博覧会、イベント会場、アミューズメントパークなど)

都市部や郊外で行われる展示会、博覧会、イベントなどの一時的なものからアミューズメントパークなどの常設する娯楽施設等



都市
郊外